

令和3年度 第7回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年10月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和3年度第7回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名
欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		星野郁子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和3年度

第7回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和3年10月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 22 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>15 番 姉崎 幸男 委員</u> <u>16 番 井口 恒一郎 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 買受適格証明に係る農地法第5条許可書の交付について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	事業計画変更承認申請について 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他
		閉会宣言 14 時 10 分

令和3年度 第7回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第7回魚沼市農業委員会総会は、令和3年10月26日魚沼市役所本庁舎3階302、303会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届出はありませんでした。出席者数19名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第7回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時22分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）
日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）
主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）
続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）
第1部会は、特にありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）
今回は特にありません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）
第3部会も報告事項はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）
第4部会も報告事項はございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）

今回は特にありません。

議 長（上村会長）

それぞれ、報告事項につきましては報告のとおりでございます。内容等について質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号15番姉崎幸男委員及び議席番号16番井口恒一郎委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は48件、162筆、165,797.72㎡の届出がありました。解約の理由は、ほ場整備にあたり中間管理機構へ貸し付けるための26件あります。また、そのほかに獣害被害のため、転用のため、第三者と貸借するため、耕作できないため、高齢のため、売買のため、契約内容を変更するため、体調不良のため等との理由がありました。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の報告のとおりでございます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の17ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は19件受理し、受理通知を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等への貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もいらっしゃいますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

買受適格証明に係る農地法第5条許可書の交付について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号買受適格証明に係る農地法第5条許可書の交付について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の19ページをご覧ください。

日程第3報告第3号買受適格証明に係る農地法第5条許可書の交付について、今月は1件の申請がありました。

整理番号1番は、令和3年度第6回農業委員会総会におきまして、審議及び採決をいただき、買受適格証明書が交付された事案ですので、詳細については省略させていただきます。なお、同総会におきまして、買受適格証明書の交付を受けた者より、落札者である証明を添付して許可申請書が提出された場合におきまして、適格証明書の交付時と差異がない場合は許可することについても審議及び採決をいただいております。この度、落札者より第5条許可申請書が提出されましたので、内容等の確認を行い、適格証明書の交付時と差異がないことから、農地法第5条許可書を10月14日に交付いたしましたので報告いたします。以上です。

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。
特にないようですので報告第3号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

事業計画変更承認申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号事業計画変更承認申請について議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

それでは、議案書の21ページをご覧ください。

日程第4議案第1号事業計画変更承認申請について、今月の申請は2件です。整理番号1番と2番は関連がありますので、まとめて説明させていただきます。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか3筆	合計 1,191 m ²
	当初計画者	*****		
	承継者	*****		
	当初計画目的	物干場敷地		
	変更転用目的	農地		
	変更事由	景気の悪化等により、当初計画していた事業拡大が困難となったため		

整理番号2	申請地	*****	田ほか2筆	合計 1,745 m ²
	当初計画者	*****		
	承継者	*****		
	当初計画目的	駐車場敷地		
	変更転用目的	農地		
	変更事由	景気の悪化等により、当初計画していた事業拡大が困難となったため		

当初計画者は、平成28年12月8日付け新潟県魚振農第165024号及び第165025号で駐車場及び物干場敷地を目的に転用許可を得ましたが、当初計画していた事業拡大が景気の悪化等により困難となり、造成工事を断念いたしました。この度、承継者である**さんが農業経営を拡大するため、農地として利用する旨の事業計画変更の申請があったものです。なお、この後に行う農地の所有権移転につきましては、農地法第3条の許可申請書が提出されていますので、後ほど審議いただくこととなっています。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明が終わりました。続いて地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番、2番ですが、10月22日に**さんにお会いいたしまして、お話を聞いてきました。あとは事務局の説明のとおりでございます。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第1号「事業計画変更承認申請」についての整理番号1番及び2番について、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の23ページをご覧ください。

日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、使用貸借権設定1件の合計2件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか6筆	合計 2,936 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転 売買	*****円	

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は、先ほど議案第1号で事業計画の変更承認をされた場所です。現況が雑種地となっている田につきましては、全て畑として再生し隣接する畑と一体的に耕作するという話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

次に、整理番号2番につきましては、農業者年金の受給に伴う親子間での使用貸借権設定です。

以上、整理番号1番、2番につきまして、議案書に記載のとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号 1 番ですが、阿達推進委員と私の二人で**さんにお会いしまして、農地の利用についてお話をさせていただき、ご自分で維持管理していくという説明を受けています。あとは事務局の説明のとおりでございます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号 1 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定、使用貸借権に関する整理番号 2 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 2 号整理番号 1 番、2 番ともに異議なしと認め、許可することといたします。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 3 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の 25 ページをご覧ください。

議案第 3 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、今月の申請は 1 件です。

整理番号 1 申請地 **** 田 341 m²

農地区分 第三種農地

申請人 ****

申請概要 一般住宅 2 階建 1 棟

転用目的 一般住宅建築用敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は**地内の農地です。申請人は現在県外に居住しておりますが、出身地である魚沼市へ帰郷するために、住宅を新築するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、10月20日に大平推進委員と共に現地を確認、翌21日に工事施工会社の**さんから説明を聞きました。**さんは東京都内のマンションに住んでいますが、Uターンして自己所有の農地に住宅を新築するということであり、その他事務局の説明どおり特に問題はありません。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

日程第4議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の27ページをご覧ください。

日程第4議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は4件です。

なお、整理番号2番から4番につきましては、議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1番の説明をさせていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	209 m ²
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	境内地の拡張		
	転用目的	境内地		
	判断理由	既存の施設の拡張のため		

申請地は**地内の農地です。借受人は寺院であり、申請地を寺院境内

の坪庭及び庫裡として使用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しておりまして、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、整理番号1番について事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

中澤正規委員

整理番号1番ですが、担当行政書士より説明を受け、現地確認・調査したところ事務局の説明のとおりであり、支障ないと思われまます。審議をお願いします。

議長（上村会長）

整理番号1番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

事務局（桑原主任）

整理番号2番から4番につきましては、議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員には退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

では、説明させていただきます。

整理番号2	申請地	*****	畑	59㎡
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	資材置場		
	転用目的	資材置場敷地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担しているため		

申請地は**地内の農地です。譲受人は環境管理業を営んでおりまして、事業の拡大に伴い使用する資材等の置場に苦慮しており、申請地を取得して資材置場として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しておりまして、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号3	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 469㎡
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		

譲受人 *****
申請概要 一般住宅 2 階建 1 棟及び車庫 1 棟
転用目的 一般住宅及び車庫建築用敷地
判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設
 若しくは公益的施設が連担しているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は**に居住しておりますが、居住地を売買する契約がまとまり転居が必要となり、申請地を取得して住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号 4 申請地 ***** 畑ほか 1 筆 合計 444 m²
 農地区分 第三種農地
 権利種別 所有権移転 売買
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 申請概要 一般住宅 2 階建 1 棟及び車庫 1 棟
 転用目的 一般住宅及び車庫建築用敷地
 判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設
 若しくは公益的施設が連担しているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は**地内に居住しておりますが、居住地を売買する契約がまとまり転居が必要となったため、申請地を取得して住宅を新築するため申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第 4 号整理番号 2 番・3 番・4 番、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星美喜雄委員

整理番号 2 番ですが、**と**の間で譲渡の話がまとまったものです。内容については事務局説明のとおりであり、現地確認の結果間違いありませんでした。

整理番号 3 番、4 番については、2 件の譲受人は親子であり、隣接する農地にそれぞれ新築するという事です。その他支障ありません。

議 長（上村会長）

議案第 4 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号 2 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号 3 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号 4 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 4 号整理番号 2 番・3 番・4 番につきましては、申請どおり許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の29ページをご覧ください。

議案第5号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、今月は除外3件の依頼がありました。

整理番号1 申請人 ****
申請地 **** 田ほか5筆 合計1,925㎡
変更理由 資材置場敷地とするための除外

申請地は**地内の農地です。申請人は建設業を営んでおり、申請地に隣接する土地を資材置場として利用しておりますが、事業拡大に伴い資材置場が不足しており、資材置場として申請地を転用するため除外の申請があったものです。

整理番号2 申請人 ****
申請地 **** 452㎡のうち4㎡
変更理由 携帯電話用無線設備設置用地とするための除外

申請地は**地内の農地です。申請人は申請地に携帯電話無線設備の設置用地とするため、申請地を転用するため除外の申請があったものです。

整理番号3 申請人 ****
申請地 **** 田ほか5筆 合計2,157㎡
変更理由 資材置場敷地とするための除外

申請地は**地内の農地です。申請人のグループ会社である**はコンクリート製品の製造をしており、事業拡大に伴い完成品の置場等に苦慮しており、資材置場として申請地を転用するため除外の申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第5号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定についての整理番号1番・2番・3番について、決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、意見を決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の31ページをご覧ください。

議案第6号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	76件
	筆数	298筆
	面積	223,285.36㎡

所有権移転はありませんでした。

利用権設定のうち、ほ場整備にあたり中間管理機構へ貸し付けるためが43件あります。利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第6号農用地利用集積計画の決定については事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定することといたします。

その他

特になし

議長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案につきまして、審議をいただきました。ここに終了いたします。

(時刻は 14 時 10 分)

上記会議の内容は、令和 3 年度第 7 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
